

第10回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月25日(月)13時30分から
2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2
3. 出席委員 14人

会長	1番	内海 武博			
会長職務代理者	2番	作田 博	3番	折元 文則	
	4番	上野 悟	5番	安井 弘之	6番 夏見 弘則
	7番	得納 逸二	8番	宮丸 和也	9番 鈴木 義昭
	10番	荻田 光	11番	日南田貴美	12番 吉儀 良弘
	13番	桜井 陽子	14番	島津 健治	

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 なし
5. 議事録署名委員の指名 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭
6. 議事日程

第1 付議事項

- 議案第58号 農地法第3条の規定による許可申請について(2件10筆)
- 議案第59号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)
- 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について(3件4筆)
- 議案第61号 世羅町農地台帳への登録について(1件3筆)
- 議案第62号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)

第2 協議事項

- (1) 下限面積(別段の面積)の設定について

第3 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (2) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について
- (4) 農業相談について

第4 連絡事項

- (1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華
8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし
9. 傍聴者 なし
10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会)

13時31分

事務局 定刻を少し過ぎましたが、総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中に席を立たれるときは議長の了解を得て退席をしてください。では会長、挨拶をお願いいたします。

会長 はい、皆さんこんにちは。秋の取入れもすっかり終わられて、少しゆっくりでもないですかね、されてるのかなと思います。今日お配りした今年の作況指数の記事で、「コメ作況平年並み」10月13日の読売新聞ですが、21年産22万トン減少とあります。この中でですね、米どころの北海道は、と。ついに米どころは北海道になってしまいましたかとショックを受けましたが、北海道は108で「良」。広島県はどうなんでしょう、98ですかね。実際にはもう少し悪いのかなと言う実感があるという所です。21年度産米の予想収量は700万トンで、昨年度から22万トンの減少を見込み、需要見通し703万トンを下回る水準で、農水省は「在庫の改善につながる」と。それから10月17日の記事で「新米価格12%下落」、コロナ禍で需要が減った20年度産米を中心に、卸業者などは過剰在庫を抱えていて6月末時点の民間在庫は前年から19万トン増え、219万トンに。それで農水省が一定期間保管する産地や業者などに保管料を助成する現行の事業に15万トンの特別枠を新設して支援内容を手厚くする方針だ。ということがありましたのでお話をさせていただきました。

議長 それでは第10回の農業委員会総会を開催いたします。現在、在任の委員は14人で本日の出席は14人全員でございます。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立といたします。本日の総会の議事録署名は、8番 宮丸和也委員さん、9番 鈴木義昭委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集57ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。(以下6件18筆について議案集により報告。)報告については以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員さんには1名のみ入室し、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただくこととしますのでよろしくをお願いします。

(付議事項)

(議案第58号)

議長 それでは、議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2件10筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第58号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

不良のため、急遽、作田副会長さんへ独自で現地確認をお願いさせていただきました。以上です。

議長 はい、2件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員 はい、10月20日に先ほど事務局の説明があったように、大体2名で行くところだったんですが、垣内委員が体調を崩されまして私が1名で確認致しました。現在耕作している法人の構成員が取得ということで特に問題はありませぬ。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第59号)

議長 続きまして、議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」(1件1筆)を議題といたします。

議長 報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第59号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	畑1筆 821㎡	太陽光発電設備	亀田・正迫・上羽場	現：畑、第2種農地 農用地区域外

事務局 はい、議案集15ページをご覧ください。議案第59号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明。)以上です。

議長 1件目について亀田委員さんより報告をお願いします。

亀田委員 はい、先日23日の夕方5時より、上羽場、正迫両委員と現地調査に行ってみました。太陽光設備を設置されるということですが、写真のようにきれいに管理をされておりまして、日照、雨水等特に問題があるようには感じませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい10番委員さん。

10番 10番荻田です。利用期間が10年ということですが何か理由があるんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、利用期間の10年でございますが、こちらの方はFIT法での設置に

なりますが、基本的に発電量が10kW未満の場合最大が10年間ということ
で10年となっております。

議長

はい、よろしいですか。

議長

他には質疑ありませんか。

議長

ありませんか。

議長

はい、それでは他に質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありが
とうございました。(推進委員退室)

議長

はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の
方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。ありがとうございました。

(議案第60号)

議長

続きまして議案第60号「農地法第5条の規定による許可申請について」
(3件4筆)を議題とします。

議長

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは事務局の説明を求めます。

(議案第60号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑1筆 181㎡	駐車場 (始末書提出)	行吉・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	畑2筆 698㎡	太陽光発電設備	相良・稲田・下原	第2種農地 農用地区域外
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	田1筆 876㎡	太陽光発電設備	中村・神尾・綿谷	第2種農地 農用地区域外

事務局

はい、議案集25ページをご覧ください。議案第60号「農地法第5条の規
定による許可申請について」です。(議案集により1件目朗読説明。)
以上です。

議長

1件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員

同じく行吉が報告します。第3条と同じ■■■■■さんです。第5条という
ことで、10月16日午後5時30分より黒木委員、勝見委員3名で現地確認
を行いました。場所は3条と同じです。28ページ、家の右側です。真ん中に
黄色いようなところがありますがその右側が川です。こちら辺はよく災害に合
う所で、災害で重機が出たり入ったりされて整地されておりました。今年に河
川を直されたんだと思いますがそういう状態でした。始末書も出てますし、購
入されて今後駐車場として使われるということで、3人の意見としては問題な
いでしょうということになりました。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんか
らの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

ありませんか。

- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）
- 議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 25 ページ 2 件目をご覧ください。（議案集により 2 件目朗読説明。）以上です。
- 議長 2 件目について相良委員さんより報告をお願いします。
- 相良委員 相良と申します。よろしくお願いいいたします。10月22日（金）午前9時より、稲田委員さん、下原委員さん3名で現地確認をしてきました。申請地につきましては、現状のまま使用しますし、造成・整地はしない予定です。写真にありますように、周辺農地への影響はありません。雨水は現状の水路を利用します。安全対策としましては防草シートを使用し、130 cmのフェンスで囲われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）
- 議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）
- 議長 それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 25 ページ 3 件目をご覧ください。（議案集により 3 件目朗読説明。）以上です。
- 議長 3 件目について中村委員さんより報告をお願いします。
- 中村委員 報告します。10月14日朝8時から、神尾委員さんと綿谷委員さんそして私とで現地確認に行きました。太陽光発電されるところの土地は、ずっと普段からの草刈りや何かで管理されており、そのまま現状のまま利用されるということです。雨水は自然流水で、水路はありません。周辺の農地についても特に影響はないということになりました。3人の意見がこれなら問題ないでしょうということと一致しました。以上です。
- 議長 ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退室）
- 議長 はい、それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。（全員挙手）
- 議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 61 号）

- 議長 続きまして、議案第 61 号「世羅町農地台帳への登録について」(1 件 3 筆)

を議題といたします。

議長
議長

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第 61 号「世羅町農地台帳への登録について」内容)

申出者	当該農地	地目地積	登録の理由	現地調査委員
■■■■■	■■■■■	畑 3 筆	農地として使用するため。	中村・神尾・綿谷
■■■■■	■■■■■	36,231 m ²		
■■■■■	他 2 筆	(現況 畑)		

事務局

はい、議案集 48 ページをご覧ください。議案第 61 号「世羅町農地台帳への登録について」です。(議案集により朗読説明) 登記は畑に変更登記がしてあるため、畑で申請を受けております。以上です。

議長

1 件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員

これも同じく 10 月 14 日に 8 時頃から、現地確認に 3 人で行きました。ハウスが建ってありまして、その中でほうれん草を植えて、もうすぐ出荷出来るような格好になっておりました。ハウスは 8 棟ぐらいあったと思うんですが、それもほとんど作物が植えてありました。ということで別に問題ないでしょうということで 3 人が一致しました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、10 番委員。

10 番

10 番荻田です。農地でなかったということなんですが、もとは何の土地だったんですか。

議長

はい、事務局。

事務局

はい、もとの地目は、山林でございました。

10 番

それを造成されてと。

事務局

はい。もとの地目は山林ですが、ここで昔に馬を飼われてる方がおられまして、地目は山林ですが、現況は雑種地というか原野というかそういった所で、大幅な造成をされてはいないと思います。

議長

よろしいですか。はい。

議長

他に質疑・意見はありませんか。

議長

よろしいですか。

議長

はい、ほかに質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長

はい、それでは、採決いたします。申請通り登録するものとして取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり登録するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 62 号)

議長

続きまして、議案第 62 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」を議題といたします。この

議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第 62 号「農用地利用集積計画の作成について」2 ページ目をお開きください。計画の集積についてですが、世羅地区 4 筆 4,310 m²、地目は全て田圃になりますが、こちらを集積されております。内訳については 3 ページに記載しております。(1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

世羅地区 4 筆 4,310 m² (田 4,310 m²)

説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

本日の議案は、全てご審議いただきましたのでここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしく願いいたします。

(議長交代・作田副会長が進行)

14 時 07 分

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集 54 ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」案でございます。今後、空き家バンクを活用して、周辺の農地も購入される予定ということでこの度、下限面積(別段の面積)の設定をするものでございます。下限面積を設定する区域ですが、XXXXXXXXXXのXXXXXX、XXXXXXでございます。議案集 55、56 ページに空き家バンクの関係の資料を付けておりますので、ご確認の方お願いいたします。事務局からは以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	畑 1 筆 75 m ² (現況 雑種地)	農業用倉庫 2 棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局

はい、議案集 58 ページをご覧ください。報告事項 (2) 「農地転用 (農業用施設) 届出書の受理について」です。これは、農地法施行規則第 29 条第 1 項、農地の転用の制限の例外に該当するものです。農地法第 4 条の例外で、農地法第 5 条は対象にはなりません。こちらは平成元年頃にすでに設置されておりますので、始末書の提出があります。農用地利用計画農振等でございますが、農用地域用途区分を令和 3 年 10 月 1 日に 12 条公告で変更されております。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

議長

それでは、報告事項 (3) 「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

(報告事項(3)農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について内容)

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 4 筆 2,262 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 R2.4.30	新型コロナウイルスの影響により 当設備に必要な機器の一部に納期 遅延が発生しており工事完了が延 期となっていたが、約 2 か月後を目 途に機器納品となったため。	R4.3.31
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 1 筆 1,061 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 R2.4.30	新型コロナウイルスの影響により 当設備に必要な機器の一部に納期 遅延が発生しており工事完了が延 期となっていたが、約 2 か月後を目 途に機器納品となったため。	R4.3.31
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 1 筆 1,334 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 R2.4.30	新型コロナウイルスの影響により 当設備に必要な機器の一部に納期 遅延が発生しており工事完了が延 期となっていたが、約 2 か月後を目 途に機器納品となったため。	R4.3.31
(受) ■■■■■ (渡) ■■■■■	田 1 筆 2,127 m ² 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光パ ネル設置	完成 R2.4.30	新型コロナウイルスの影響により 当設備に必要な機器の一部に納期 遅延が発生しており工事完了が延 期となっていたが、約 2 か月後を目 途に機器納品となったため。	R4.3.31

事務局

はい、議案集 63 ページをご覧ください。報告事項 (3) 「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」です。4 件とも同属会社、申請地もすべて隣接している土地です。(議案集により朗読説明) 事務局からは以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 65 ページをご覧ください。報告事項(4)「農業相談について」です。相談日は令和3年10月6日(水)津名自治センターで、宮丸委員、折元委員と事務局で行いました。2件ほどご相談がありました。1件目につきましては、駐車場への転用、個人から法人へ手続きの相談で、回答及び参考事項のとおり5条申請の手続きについて説明と、所有される農地で転用されている農地が見受けられましたので、併せて4条申請を依頼しております。続いて66ページをご覧ください。2件目、地目変更登記について、田へ野菜を植えていきたいが畑に地目変更する必要があるかどうかということですが、回答及び参考事項の通り、形を変えず今後、水田としても利用されるのであれば、地目変更登記は必要ないと考えられると説明させていただいております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項(1)「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集 67 ページをご覧ください。(以下、議案集により朗読説明)

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
11月9日	農業相談	大田自治センター	鈴木委員 上野委員	9:30~
11月10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
11月25日	第11回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

農業相談につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、農業相談は中止とさせていただく場合がございます。中止をするようでしたら担当委員の方へ連絡させていただきたいと思っております。以上です。

議長 その他で事務局から何かありますか。

事務局 はい、当日配布資料ご覧いただきたいと思っております。令和3年12月末で利用権設定の期間が終了となる農地の担当地区の農地利用最適化推進委員に対し、この文書を送付する予定で送付させていただいております。また資料8ページにありますように利用権設定の様式を一部変更させていただいております。これは、複数ある様式、個人・法人等あったものを統一したこと、登記名義人が亡くなられた場合の名義人欄と、貸主との続柄欄を新たに設定など変更しておりますので、ご確認して頂ければと思っております。またしばらくの間は旧様式での申請の方も可能としますのでご相談とかがあればそういった所の話もして頂けたらと思っております。

それから、10月27日に令和3年度農業者年金加入推進特別研修会が広島市文化交流会館で開催される予定ですので、内海会長、作田副会長、溝上農地利用最適化推進委員と事務局の方が出席する予定です。先日、会長からも少しお話された件ですが、全国農業新聞2021年10月8日に世羅町の東さんが年金の関係で記事が出ておりますので情報提供と、節税対策しながら年金積立のチラシも一緒にお配りさせていただきましたのでご一読頂けたらと思います。以上です。

議長

他に委員の皆さんの方から何かありますか。

議長

ありませんか。

議長

ありがとうございました。これを持ちまして第10回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは1番委員から7番委員さんをお願いします。

(閉会)

14時19分